

議案第 35 号

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の廃止について

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。